

茨ひより 利用の手引き

茨城県



目次

1 はじめに

2 申請手続きについて

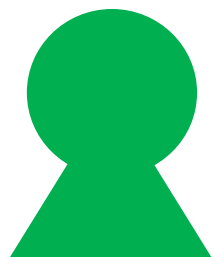
3 イラストの利用について

4 参考

1 はじめに

- 「茨 ひより」のイラストを利用される場合は、報道目的の放送又は記事等に利用する場合等を除き、テレビやインターネットの番組、新聞、雑誌の紙面、製作物等の制作者による申請手続きが必要です。
- イラストの利用に関する規程と申請用紙は、茨城県ホームページ「ひよりの部屋」からダウンロードできます。
- イラストをそのまま利用する場合でも、県へ申請書提出前にデザインの確認を済ませておくと、申請がスムーズに行えます。
- 手続きが済みましたら、県から承認通知書を送付します。
- 利用物件が完成しましたら、完成品の見本(場合により写真)を県に提出してください。

2 申請手続き



申請者

① 利用相談, 利用申請書の提出

② デザインチェック, 修正依頼

③ 修正依頼への対応

④ 承認通知書の送付

⑤ 完成品等の提出



県

2 申請手続き

○ 申請に必要なもの

- 1 いばキラTVアナウンサー「茨 ひより」利用承認申請書 [様式第1号]
- 2 企業、団体等の概要が分かるもの(パンフレット等)
個人の場合は、プロフィールや活動が分かるもの
- 3 利用する内容が分かるもの(企画書、カラー画像、レイアウト等)
- 4 その他参考になるもの

ただし、次の場合は申請の必要はありません

- ・ テレビ、インターネットの番組、新聞、雑誌の紙面等の制作者が、報道目的の放送又は記事等に使用するとき。
- ・ 年賀状など、個人で楽しむために利用するとき。
- ・ 県の機関がイラストを使用する場合は、事前にプロモーションチームにご相談ください。

2 申請手続き

○ 申請書の提出先

申請書、必要書類を揃え、下記まで郵送又はメールで提出してください。

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県営業戦略部 プロモーションチーム あて

メール: promotion@pref.ibaraki.lg.jp

○ 完成品の送付

商品など利用物件が完成したら、完成品の見本(場合により写真)を提出してください。

○ 利用期間

利用期間は、最長で3年間です。

利用期間満了後も引き続き利用する場合は、改めて申請を行い承認を受けてください。

2 申請手続き

○ 「茨 ひより」の表記

利用承認を受けた物件には、イラストに近接して次のいずれかを表記してください。

- ・ いばキラTVアナウンサー「茨 ひより」
- ・ 茨 ひより(茨城県公認Vtuber)

例:



茨 ひより(茨城県公認Vtuber)

※ 「茨 ひより」の利用承認物件は、茨城県が食品・製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知の上、ご利用ください。

2 申請手続き

○ 留意事項

- 1 「茨 ひより」の利用に際しては、茨城県のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興等に繋がる利用を行ってください。
- 2 利用承認は、イラストではなく物件に対して行います。申請した物件以外にご利用になる場合には、別途利用申請(物件によっては変更申請)をしてください。
- 3 「茨 ひより」の利用承認物件に関し苦情が生じた場合は、利用者の責務において適切に対応してください。
- 4 適切な利用が行われていない場合には、承認を取り消すことがあります。その場合、茨城県はその損失の補償の責めは負いません。
- 5 利用者が「茨ひより」の利用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、茨城県は責任の一切を負いません。
- 6 「茨 ひより」の適正な利用と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取消し状況について情報を公開することがあります。
- 7 茨城県からは原則更新の通知をしません。承認物件の利用期限は申請者の責任でご確認ください。利用期間が過ぎた後も引き続き同物件の利用をご希望される場合は、利用許諾番号が変更になりますのでご注意ください。

2 申請手続き

○ 承認できない場合

- 1 茨城県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- 2 茨城県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められるとき。
- 3 「茨 ひより」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- 4 法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- 5 特定の個人、法人、団体政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- 6 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- 7 申請者が暴力団員等であることが判明した場合。

※ その他、「いばキラTVアナウンサー『茨 ひより』の利用に関する規程」の主旨に沿わないものや、デザインの修正指示等にご対応いただけない場合は、承認できません。

2 申請手続き

○ 利用中の内容の変更

利用承認を受けた内容を変更する場合には、変更申請書[様式第4号]を提出してください。

例:

- ・ 利用方法を変更したい。
- ・ 法人の代表者、所在地等が変更となった。
- ・ デザインを変更したい。
- ・ 利用期間を延長したい(申請時に設定が可能な3年の範囲内)

3 イラストの利用について

○ イラストバリエーション

「茨 ひより」のイラストバリエーションは、茨城県ホームページにあります。

「ひよりの部屋」

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/koho/pr/characters/hiyorin/documents/irasutosyu.pdf>



3 イラストの利用について

○ 「茨 ひより」イラスト 禁止事項

1 「茨 ひより」の縮尺を変更することはできません。

×



×



2 特定の企業、団体及び商品等を推奨、公認しているかのような利用はできません。

- ・「茨 ひより」を含む法人等のロゴの作成はできません。
ただし、茨城県内に拠点を置き、県の事業のPR、県の産業振興等に寄与する団体等にイラストの利用を認めることがあります。

3 イラストの利用について

○ 「茨 ひより」イラスト 禁止事項

3 商品名に「茨 ひより」の名称を使用する場合の原則は、以下のとおりです。
なお、「茨 ひより」は登録商標です。

- ・ 「茨 ひより」と商品名を直接結び付けた商品名を付けることは出来ません。
- ・ ただし、商品の特徴(柄、形等の客観的な事柄に限る)の説明やパッケージに「茨 ひより」を利用していることを表示することは可能です。
- ・ 既に利用されている商品名称及び同一デザイン商品の利用は、不正競争防止法に違反する可能性があります。(県では、名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によく確認してください。)

× 「茨 ひよりチョコレート」
「茨 ひよりウーロン茶」

○ 「茨 ひよりのチョコレート」
「ウーロン茶(茨 ひよりパッケージ)」

3 イラストの利用について

○ 「茨 ひより」イラスト 禁止事項

4 「茨 ひより」に特定の商品等を持たせてはいけません。



5 「茨 ひより」のイラストに吹き出しを付けてはいけません。

- ・ 特定の人、商品、団体、思想等を推奨するような内容は使えません。
- ・ 「茨 ひより」のイメージに合わないような表現は使用できません。
- ・ 茨城県や茨城県の施策のPRにつながるような内容の場合は、認めることがあります。

×

ひより
おすすめ



×

〇〇(店名)の
ケーキ美味しい



3 イラストの利用について

○ 「茨 ひより」イラスト 禁止事項

6 「茨 ひより」のイラストに他のイラストやデザインをかぶせることはできません。



7 茨城県が承認した上で、トリミングで体の一部が切れても問題ありませんが、「茨 ひより」の顔や頭は全て出すようにしてください。



4 参考

○ 「茨 ひより」のプロフィール

茨城生まれの茨城育ち。茨城県庁に勤務する県職員。
いばキラTVのアナウンサーとして、県内の観光スポットやさまざまな情報を
伝えています。

○ 問合せ先

茨城県営業戦略部 プロモーションチーム
〒310-8555
水戸市笠原町978-6
TEL 029-301-2123
FAX 029-301-2168
E-MAIL promotion@pref.ibaraki.lg.jp

